

# 兵庫県公報

令和5年9月1日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ◎災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第35号）

災害救助法による救助の程度、方法等の基準を定める内閣府告示の一部改正に伴い、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理に係る救助の程度、方法及び期間を定めることとした。

## 規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第35号

#### 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1被災した住宅の応急修理の項4中「被災した」を「1(2)に掲げる被災した」に改め、同項4を同項9とし、同項3中「被災した」を「1(2)に掲げる被災した」に改め、同項3を同項8とし、同項2中「被災した」を「1(2)に掲げる被災した」に、「欠くことのできない」を「必要な最小限度の」に改め、同項2を同項7とし、同項1中「被災した」を「1(2)に掲げる被災した」に改め、同項1を同項6とし、同項6の前に次のように加える。

- 被災した住宅の応急修理は、次の(1)又は(2)に掲げる修理により行うものとする。
  - 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
  - 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
- 1(1)に掲げる被災した住宅の応急修理は、災害のために、住家が半焼し、若しくは半壊し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある住家に居住する者に対して行うものとする。
- 1(1)に掲げる被災した住宅の応急修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分について行うものとし、そのために支出する費用の額は、1世帯当たり50,000円以内とする。
- 1(1)に掲げる被災した住宅の応急修理は、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。
- 1(1)に掲げる被災した住宅の応急修理は、災害の発生の日から10日以内に完成するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)
- この規則による改正後の災害救助に関する手続等を定める規則の規定は、令和5年4月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。